

## 大泉名水会維持分担金規程

令和3年3月13日改正施行

(目的)

第1条 本規程は、本会規約(細則)第38条の規定により定める。

(料金の徴収)

第2条 料金は、水道使用者から徴収する。徴収する料金は、会員自らが運営し給水事業にかかる費用を分担して負担する事から、維持分担金と称する。

(料金の構成)

第3条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に消費税額を加算して得られた額とする。

(基本料金と従量料金)

第4条 基本料金及び従量料金は、使用水量(単位は立方メートル)に応じ、2ヶ月分あたり別表のとおりとする。

(料金の改定)

第5条 料金の改定は委員会の審議・議決、定期総会での承認を得てこれを行う。但し、消費税率の改定によるものはこの限りではない。

(水道水使用量と料金徴収月)

第6条 会員の水道水の使用量は東京都水道局の検針データーによる。使用月分は偶数月から始まる2ヶ月、使用期間は使用開始月の概ね20日前(定例日)から2ヶ月間、会員口座からの自動引落日及び会員からの現金納入・振込日は使用月の翌月の偶数月とする。

(中途使用の場合の料金)

第7条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、日割り計算は行わず前条に準ずるものとする。

(特別料金)

第8条 都水からの切替え会員、大口水道水使用会員等に対して、特別の事由がある場合は、委員会の審議・議決を経て個別に料金を設定することができる。

(維持分担金の減免)

第9条 会員が生活扶助等の対象者となり、当該会員から維持分担金の支払いが困難である旨の申請がある場合、委員長の承認を得て、維持分担金の支払いを減免することができる。

2 減免額は、基本料金と一月当たり使用水量10m<sup>3</sup>までの分に係る従量料金との合計額に消費税を加算して得た額とする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の制定・改廃は、委員会の審議・決議を経て行い、総会に報告するものとする。

(施行期日)

第11条 本規程は、令和元年6月9日から施行する。

#### 付 則

1.この内規は、令和3年3月13日から改正施行する。

以上